

放課後児童健全育成事業開始届の記入例と留意事項

【記入例】

(様式1)

放課後児童健全育成事業開始届

平成30年7月1日

佐野市長 殿

事業者

住所（法人の場合は主たる事業所の所在地）

栃木県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇

氏名（法人名及び代表者の氏名）

社会福祉法人〇〇会 理事長 〇〇 〇〇 印

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を開始するので、同法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の2第1項の規定に基づき届け出ます。

事業所の名称	放課後児童クラブ〇〇〇		
事業所の所在地	佐野市〇〇町〇〇番地〇〇		
	（連絡先）	Tel：0283（**）**** Fax：0283（**）****	
	（Mail）	*****@*****.***	
経営者の氏名及び住所 （法人の場合は、その名称及び主たる事務所の所在地）	（経営者の区分）	社会福祉法人	
	（氏名又は名称）	社会福祉法人〇〇会	
	（住所又は所在地）	栃木県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇	
事業の内容	放課後児童への健全育成の支援。		
事業の規模	（支援単位の数）	1 支援	
	（利用定員）	40 人	
支援単位毎の職員の員数	[通常平日の配置数] 放課後児童支援員 2 名 補助員 1 名 その他 1 名		
実施場所の種類	民有地専用施設		
建物その他設備の規模及び構造	専用区画：	80.85 m ²	その他： 34.65 m ² 合計： 115.50 m ²
	（1人当たりの専用区画の面積）	2.02 m ²	
	（静業スペースの有無）	専用区画内に有り ・ 専用区画外に有り ・ 無し	
	（建物の構造）	軽量鉄骨造	（建物の階数）
事業開始の予定年月日	平成30年8月1日		

書類を添付

■定款その他の基本約款

■役員名簿

■運営規程

■職員名簿

■建物その他設備の図面（平面図等）

■収支予算書及び事業計画書

※正副2部を提出してください。

市の記入欄

事業所番号

【放課後児童健全育成事業開始届の記入における留意事項】

・事業所の所在地	こども課よりメールにより調査依頼等を送ることがございますので、受取り可能なアドレスを必ず記載してください。	
・経営者の氏名及び住所	「経営者の区分」については、以下の表から該当するものを選択し記入してください。	
	社会福祉法人	社会福祉法人が運営。
	民法第34条法人等	公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人が運営。
	NPO法人	特定非営利活動法人の規定に基づき設立された法人が運営。
	運営委員会	保護者や地域住民等により構成される組織が運営。
	保護者会	保護者会が運営。
	任意団体	法人格を有しない組織であって、運営委員会、保護者会以外のものが運営。
	株式会社	株式会社が運営。
	学校法人	学校法人が運営。
	個人	個人が運営。
その他	上記に該当しないものが運営する場合は、「その他（〇〇〇〇）」と記入。〇〇〇〇は固有名詞ではなく、種別を記入してください。 記入例：その他（有限会社）、その他（宗教法人）	
・事業の内容	対象と目的を明記してください。	
・事業の規模	支援単位の数、利用定員を記入してください。支援単位の数が複数である場合は、利用定員は（ ）書きで支援単位ごとの利用定員も記入してください。 ※「佐野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例」では、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とすると規定しています。	
・支援単位毎の職員の員数	運営規程に記載している「通常平日の配置数」を記入してください。 ※「佐野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例」では、放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができると規定しています。	
・実施場所の種類	以下の表から該当するものを選択し記入してください。	
	学校の余裕教室	小学校など学校の余裕教室で実施。
	学校敷地内専用施設	小学校などの学校の敷地内に専用施設を設置して実施。
	児童館・児童センター	児童福祉法第40条に規定する児童館・児童センターで実施。
	公有地専用施設	市区町村等が保有する公有地に専用施設を設置して実施。

	民有地専用施設	個人等が保有する民有地に専用施設を設置して実施。
	民家・アパート	民家・アパート・マンション等、住宅内で実施。 民家内、アパートの一室、旧住宅施設の一室で実施している場合も含む。
	公的施設利用	公民館・福祉センター等の公的施設で実施。
	団地集会所	団地の集会所で実施。
	保育所	保育所の空き部屋等で実施。
	幼稚園	幼稚園の空き部屋等で実施。
	認定こども園	認定こども園の空き部屋等で実施。
	空き店舗	商店街、ビルなどの空き店舗、空き物件で実施。
	その他	上記に該当しない場合は、「その他（○○○○）」と記入。 ○○○○は固有名詞ではなく、種別を記入してください。
・建物その他設備の規模及び構造	面積は小数第 2 位まで記入。面積の合計は、施設の延べ床面積ではなく、事業として活用している区域の合計面積となるように記入してください。 ※「佐野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例」では、専用区画の面積は、児童 1 人につきおおむね 1.65㎡以上でなければならないと規定しています。 静養スペースとは、子どもが体調の悪い時などに休息できるスペースのことです。該当するものを選び、囲ってください。	
・事業開始の予定年月日	事業開始の予定年月日を記入します。変更が生じた場合は、変更届（様式 2）が必要になります。 ※「児童福祉法第 34 条の 8 第 2 項」では、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、放課後児童健全育成事業を行うことができると規定していますが、市と事前協議を実施している場合においても、事業開始の予定年月日より 1 か月以上前に提出してください。	

【添付する書類の留意事項】

・建物その他設備の図面（平面図等）	専用区画はマーカーなどを使用して、判別できるようにしてください。 平面図上に寸法や面積を記載し、届出内容と整合が取れているか確認できるようにしてください。平面図上で主要な設備や静養スペースについて、確認ができるようにしてください。
収支予算書及び事業計画書	収支予算書及び事業計画書の書式については、任意とします。 ※「児童福祉法施行規則第 36 条の 32 の 2 第 2 項」では、届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を市町村長に提出しなければならない。ただし、市町村長が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りではないと規定していますが、できる限り開始届に添付して提出していただきますようお願いします。

【提出に当たっての留意事項】

・受付時に、「事業所番号」を交付して控えを返却しますので、提出に当たっては、正副 2 部を提出して下さい。

・届出後に現地調査等を行います。市と事前協議を実施している場合においても、事業開始の予定年月日より 1 か月以上前に提出してください。

【関係法令】

○児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項

この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

○児童福祉法第 34 条の 8 第 2 項

国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

○児童福祉法施行規則第 36 条 32 の 2

法第 34 条の 8 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一．事業の種類及び内容
- 二．経営者の氏名及び住所（法人であるときはその名称及び主たる事務所の所在地）
- 三．定款その他の基本約款
- 四．運営規程
- 五．職員の定数及び職務の内容
- 六．主な職員の氏名及び経歴
- 七．事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地
- 八．建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- 九．事業開始の予定年月日

2 法第 34 条の 8 第 2 項の規定による届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を市町村長に提出しなければならない。ただし、市町村長が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りではない。